

VI 介護福祉士養成施設のあり方

1 基本的考え方

- 養成内容の充実のためには、カリキュラム・シラバスの見直しだけではなく、介護福祉士養成施設において、新しいカリキュラム・シラバスに沿った教育が適切に行われる必要があり、養成施設における教育内容の全体的な質の向上を図るため、教員要件、施設設備の要件等についても併せて見直しを行うべきである。
- また、入学希望者が養成施設を適切に選択できるような養成施設の情報開示を行うとともに、養成施設の評価等を行う仕組みの開発、検討も必要である。

2 教員の資質の向上

- 養成内容の充実のためには、大学、養成施設、福祉系高校を通じ、質の高い教員の確保が重要である。このため、教員の要件や介護教員講習会の内容についても併せて見直すべきである。
- 教員については、教育内容を現場重視・実践的なものとするという見直しの趣旨に沿って、必要な能力を有する教員を登用できるようにしていくことが重要である。教員の要件は、現在、科目ごとに定められているが、カリキュラム・シラバスの見直し結果も踏まえ、現在は要件には該当していなくても適切な学識経験を有する者が教員となれるようにするなど、教員要件の見直しを行うべきである。
- 現在、介護系科目を教授する専任教員については、「介護教員講習会」（300 時間）の受講が義務づけられているが、カリキュラム・シラバスの見直しを踏まえ、講習会の内容を全面的に見直すとともに、実施体制の見直しも行う必要がある。
- また、一定年数以上の経験を有する教員について、介護技術の進歩に応じた再研修の機会を設けることも必要である。

3 施設設備等

- 養成施設の施設設備等については、現在、必要な教室、教育用器具機材、図書の整備など項目ごとに詳細に定められている。しかしながら、今後、教育内容の見直しに合わせ、養成施設入学希望者等への情報提供を図る観点から、施設設備の整備状況の情報を提供することを前提として、関係者の意見も十分踏まえつつ、必要な規制緩和や要件の弾力化を検討すべきである。

4 既修得科目の取扱い

- 介護福祉士養成施設においては、現在、転入学・編入学を認めていないところであるが、介護福祉士を目指す者の教育機会の拡大や負担の軽減を図る観点から転入学・編入学の途を開くべきである。
- 具体的には、基礎分野の科目については、一般の専門学校、短期大学、大学等で履修した既修得科目の単位認定を認める途を開くことが考えられる。
- また、養成施設間での転入学・編入学及び専門分野の既修得科目の単位認定を認める途を開くことが考えられる。なお、カリキュラム・シラバスの見直しとも関連するが、他の福祉系及び保健医療系の養成課程との間の単位認定も検討する必要がある。

5 養成施設の情報提供・評価等

- 養成施設入学希望者が養成施設を選択できるよう、養成施設が教育内容（カリキュラム、シラバス、教科書等）、教員のプロフィール、施設設備の整備状況、実習先等について、情報提供をすることが重要である。
- 同様の趣旨から、養成施設を評価し（第三者評価、自己点検等）、その結果について情報公開を行うシステムの開発・検討を行うことも考えられる。
- また、併せて、国家試験について、養成施設別（福祉系高校も同様）の合格率の公表を行うことも検討すべきである。